

○ 総務省令 第百十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

総務大臣 藤井比早之

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはしこ 三連はしこ 金属製折りたたみはしこ又はワイヤはしこ 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 ^{ばく} 帯 平坦架 ロープ カラビナ 滑車 都市型ロープレスキュー器具一式※
〔略〕	〔略〕
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 墜落制止用器具 防塵 ^{じん} メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
〔略〕	〔略〕
〔備考 略〕	
別表第二（第四条―第六条関係）	
分類	品名
〔略〕	〔略〕
その他の救助用器具	緩降機 発電機
〔備考 略〕	

改 正 前	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはしこ 三連はしこ 金属製折りたたみはしこ又はワイヤはしこ 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 ^{ばく} 帯 平坦架 ロープ カラビナ 滑車
〔同上〕	〔同上〕
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 安全帯 防塵 ^{じん} メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
〔同上〕	〔同上〕
〔備考 同上〕	
別表第二（第四条―第六条関係）	
分類	品名
〔同上〕	〔同上〕
その他の救助用器具	緩降機 ロープ登降機 救助用降下機※ 発電機
〔備考 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。